

船舶事故調査報告書

平成26年9月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成26年3月11日 16時20分ごろ
発生場所	長崎県対馬市長崎県美津島港南防波堤 長崎県美津島港南防波堤灯台から真方位239°80m付近 （概位 北緯34°18.5′ 東経129°23.6′）
事故調査の経過	平成26年3月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 33 ^{こうしん} 幸心、9.1トン NS2-16982（漁船登録番号）、個人所有 14.77m (Lr) × 3.46m × 1.11m、FRP ディーゼル機関、250.07kW、平成元年5月21日 第290-45466号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月11日 免許証交付日 平成24年10月16日 （平成29年10月23日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部に圧壊等
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年3月11日01時30分ごろ対馬市三浦湾漁港を出港し、餌のするめいかを釣った後、長崎県対馬の下島と長崎県壱岐市壱岐島の間にある七里ヶ曾根と呼ばれる漁場に到着した後、夜明け過ぎから船流しによるまぐろ一本釣り漁を始めた。 船長は、潮上りを繰り返して漁を続けたが、釣果がなかったので、14時30分ごろ三浦湾漁港へ帰るため、GPSプロッターで三浦湾の入口付近を目標として自動操舵により、約10.5ノットの対地速力で北進した。 船長は、未明に出港して寝ていなかったため、居眠りしてはいけないと思い、操舵室に立って操船に当たり、16時00分ごろ携帯電話で友人と話し、それまで眠気を感じていなかったが、いつしか居眠り

	<p>に陥り、本船は、16時20分ごろ長崎県美津島港南防波堤（以下「本件防波堤」という。）の東端付近に衝突した。</p> <p>船長は、立っていたので、衝突の衝撃で操舵室前部の計器類に胸が当たり、反動で後方に飛ばされ、後頭部を強打し、後頭部に裂傷を負った。</p> <p>船長は、後頭部の痛みで目を覚まし、機関を後進として本件防波堤から離れ、自力で定係地に戻り、救急車を呼んで病院に向かった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、接近警報付きレーダーを使用中であったが、同警報を利用していなかった。</p> <p>船長は、本業が主に養殖であり、まぐろ漁をたまに行っており、眠気を感じていなかったものの、出港が早かったため、睡眠不足を自覚していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、三浦湾漁港南方沖を同漁港へ向けて自動操舵で北進中、操船中の船長が居眠りに陥ったことから、本件防波堤に向けて航行し、本件防波堤東端付近に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、未明から操業を行い、睡眠不足であったことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三浦湾漁港南方沖を同漁港へ向けて自動操舵で北進中、操船中の船長が居眠りに陥ったため、本件防波堤に向けて航行し、本件防波堤東端付近に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間操業した場合、疲労の蓄積が考えられるので、無理をせずに適度な休息をとること。 ・睡眠不足を自覚している場合、操船中には、窓を開けて外気に当たったり、声を出したり、身体を動かしたりするなどして居眠り防止を図ること。

付図1 事故発生経過概略図

